

令和元年度

第4回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和元年7月9日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和元年度第4回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について

<出席委員>（ 9名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番委員：加曾利益弘 | 3 番委員：森 紀久嗣 |
| 4 番委員：鈴木孝一 | 5 番委員：渡辺忠洋 |
| 6 番委員：吉野公博 | 7 番委員：浅野幸男 |
| 8 番委員：矢代とみ江 | 9 番委員：山口 豊 |
| 10 番委員：押元康郎 | |

<欠席委員>（ 1名）

- 2 番委員：佐川順一郎

<出席職員>

- 事務局長 西川栄一 事務局 鈴木武彦 加曾利英男

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事務局長（西川）

本日はお忙しいところ、ご出席を頂きありがとうございます。ただいまから令和元年度第 4 回大多喜町農業委員会総会を開催します。

本日は 9 名の委員の出席を頂いておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、2 番委員の佐川委員につきましては本日都合により欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

それでは大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、押元会長に議長をお願いします。

議長（押元会長）

（あいさつ）

議長（押元会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は 1 番の加曾利委員、3 番の森委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事務局（加曾利）

2 ページをお開きください。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和元年 7 月 9 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

申請案件が 4 件ありますので、一括して説明させていただいた後に現地調査の報告をお願いします。

番号 6 所在・地番 久我原地先外 2 筆、地目 畑及び田、地積合計 2, 6 7 4 m²、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 船橋市〇〇〇〇氏、事由 譲受人 譲渡人が所有する家とともに申請地を買い受け、大多喜町への移住に併せて新規就農したい。譲渡人

相続したが遠方のため耕作困難であるので譲受人の希望により譲渡したい。権利内容 売買による所有権移転です。

この件でございますが、権利者の〇〇氏が、義務者の〇〇氏が

所有していた住宅を購入し、船橋市から転入して仕事の傍ら農業に従事したいとのことで、住宅や宅地と併せて〇〇氏が所有している農地を取得したいということでございます。

なお、申請書に添付された営農計画書によりますと、収穫した農産物は当面自家消費に充てるということで、農業機械については、現在義務者が保有している耕運機は譲り受け、それ以外に必要なものはリースしたいとのことです。

売買価格については、農地以外の土地や家屋、物置等を含め850万円とのことです。

番号7、所在・地番 横山地先、地目 田、地積1,660㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 自作地の隣接地で耕作に便利なので買い受けたい。譲渡人 経営規模縮小のため譲り渡したい。権利内容 売買による所有権移転。売買価格は未定とのことです。

番号8、所在・地番 横山地先、地目 田、地積1,530㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 自作地の隣接地で耕作に便利なので買い受けたい。譲渡人 経営規模縮小のため譲り渡したい。権利内容 売買による所有権移転。売買価格は未定とのことです。

番号9、所在・地番 横山地先、地目 畑、地積243㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 四街道市〇〇〇〇氏、事由 譲受人 自宅敷地に隣接する畑なので買い受けたい。譲渡人 相続により取得したが耕作できないので売り渡したい。権利内容 売買による所有権移転。

この件でございますが、義務者の〇〇氏は土地を相続しましたが、遠方に住んでいるため管理できないので宅地と併せて近隣のお住いの権利者の〇〇氏に譲渡したいということで、売買価格でございますが、宅地4筆と申請地を合わせて430万円ということでございます。

なお、番号6から番号9までの各権利者の権利取得後の農業経営の実態は5ページに記載してあるとおりです。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号6について、5番の渡辺委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

渡辺委員（5番）

案内図の3条の6をご覧ください。6月25日の午後1時30

分、事務局員と現地で待ち合わせ、実施しました。現地は国道297号久我原交差点を大多喜方面から行くと左折し、町道を約800m行きまして、久我原神社で待ち合わせをしております。ここまで800mです。ここからT字路を道なりに行きまして最初のT字路を左折しまして現地に到着となります。

現地は宅地の前に畑がありこれが655で、自給の野菜を作っているというような感じの土地でございました。現在は耕作しておりせんが手入れが行き届いており、かなりきれいになっており、鍬を入れればいつでも耕作できる状況でございました。続きましてその裏側659の1ですが、これは数年前から田んぼとしては休耕しているようで、畔の形跡は不明でした。田んぼとしては畔を作らないと難しいかなという状況ですが、手入れは良好で畔を作れば簡単に田んぼになるかなという感じです。それよりも畑にした方が簡単にできるかなという感じです。それから1598の1ですが、町道と先ほど説明した田んぼの間にありましてこれは現在稲が植えられておりまして管理も良好です。659の1と1598の1の高低差は80cmから1m位ありました。

以上でこの件について問題点は発見できませんでした。現地を調査した私の意見としては農地法3条の許可をして良いのではないかと思いますのでご審議をお願いします。

議長（押元会長）

渡辺委員の報告が終わりましたが、番号6について質問のある方は発言願います。

山口委員（9番）

田んぼについては両方とも休耕しているのですか。

渡辺委員（5番）

1598の1は耕作しておりまして、659の1は数年前から休耕しており、畔がないので畑にする方が楽かなと思いました。

倉庫にヤンマーの耕運機がありましてので、それで耕作できるかなとの判断もしております。

議長（押元会長）

他に質問のある方はお願いします。

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問がないようですので番号6については、許可することとしてよろしいでしょうか。

議長（押元会長）

異議なしの声あり

異議なしと認め番号6について、原案どおり許可することと決定します。

浅野委員（7番）

続きまして番号7と番号8については、7番委員の浅野委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。

場所は国道297号の横山交差点を千葉方面に向かい右に曲がり、市原方面に向かい「東尋」という食堂のところを左に曲がり、すぐ右側に田んぼがでてきますが、3枚目のところですが、保全管理で草もきれいに刈られており、私がみたところでは何ら問題はないと思います。

議長（押元会長）

番号7と8については隣接しており、権利者も同じでございますので一括して審議したいと思っております。質問のある方はお願いします。

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質疑がないようですので番号7と番号8については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め番号7と番号8について、許可することと決定します。

続きまして番号9については、私が現地調査を担当しましたので報告します。

申請地は、川崎病院の反対側にありまして、申請者の岩崎さんのお宅と地続きになりまして、高低差は50cm位で行き来きは問題ない状況で、一昨年は地主が草を刈ってきれいにしてあったんですが、現在は草が伸び放題で30cmから40cm位でしょうか。草を刈れば十分耕作できるような状況で、将来は畑にしたいということで、場所もいいところでこれから管理していけば農地として十分使えるのかなと思っております。見てきましたので皆さんのご審議をお願いします。

議長（押元会長）

ご質問のある方はお願いします。

山口委員（8番）

値段としては妥当なんですか。

事務局（加曾利）

値段は他の宅地も含めて契約しているので個別には教えていただけなかったんですが、宅地4筆を含めての価格ということで、そのうち畑がいくらかということは教えていただけませんでした。

議長（押元会長）

地主の鬼頭さんに電話で聞いたところ、若い人の声でその話は承諾しているとのことで、価格について私は聞いていません。
他に質問のある方はお願いします。

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質疑がないようですので番号9については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め番号9について、許可することと決定します。
議案第1号は以上でございます。
続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局（加曾利）

6ページをお開きください。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転等の許可申請があったので、その可否について、意見を求める。令和元年7月9日提出、 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号14、所在・地番 堀之内地先、地目 畑、地積1,074㎡、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 千葉市〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 資産形成をしていく中で様々な投資対象を検討した結果、リスクや環境への影響面と利回りを検討して、太陽光発電事業に投資することとし、申請地を借り受け太陽光発電施設を設置したいということで、転用を伴う賃借権設定です。

土地の賃借料は年額12万円、建設費は17,938千円で主に借入金で賄うということで関係書類が提出されております。周

辺にフェンスを設置する計画ですが、公図を見ていただくと分るように赤道の部分がありますので、通行に支障がないようフェンスの扉を空けられるようにするとのことです。また、周辺の隣接農地は義務者の所有です。なお、埋蔵文化財がある可能性が高い土地に指定されておりますので、教育委員会に届出がされております。

次に番号15ですがこれは番号14と隣り合わせた場所です。所在・地番 堀之内地先、地目 畑、地積905㎡、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 東京都〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 資産形成をしていく中で様々な投資対象を検討した結果、リスクや環境への影響面と利回りを検討して、太陽光発電事業に投資することとし、申請地を借り受け太陽光発電施設を設置したいということで、転用を伴う賃借権設定です。

土地の賃借料は年額10万円、建設費は15,774千円で主に借入金で賄うということで関係書類が提出されております。周辺にフェンスを設置する計画です。また、事業計画書にも記載してありますが周辺農地の所有者に計画を説明し、特に意見はなかったとのことです。また番号14と同様に埋蔵文化財がある可能性が高い土地に指定されておりますので、教育委員会に届出がされております。

次に番号16ですが、所在・地番 下大多喜地先、地目 畑、地積13㎡、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 市原市〇〇〇〇氏、事由 申請地を買い受け隣接する自宅敷地への進入路として使用したいとのことで、転用を伴う所有権移転です。申請地は公図を見ていただくとわかるように権利者の宅地に含まれるような形状をしており、土地の売買代金は総額10万円とのことです。

次に番号17ですが所在・地番 筒森地先他2筆、地目 田、地積合計2,636㎡、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 長南町、株式会社〇〇〇〇、義務者 市原市〇〇〇〇氏、事由 申請地を買い受け大型特殊重機の教習用施設及び無人での走行確認施設として使用したいとのことで転用を伴う所有権移転です。

権利者の株式会社〇〇〇でございますが、登記簿によりますと会社の主な目的は、建築及び土木工事の設計、管理、請負、トビ、土木工事、自動車運送業、労働者派遣業などです。現在横山地先で土地を借りて特殊重機の運転技術を習得するための訓練をし

ておりますが、この場所が狭いということで、今回の申請地に移転したいとのことでもあります。なお、現在の訓練施設の状況は、本日配布させていただいた写真のとおりでございます。申請があった施設の必要性でございますが、権利者の株式会社〇〇〇が会社から重機のオペレーターを派遣するに当たり、当然重機を操作する人は運転免許や作業免許は持っているわけですが、経験の浅いオペレーターは土地の勾配がきついところを走ったり、斜面を削ったりということが困難な場合も多く、操作上の安全を確保するためには、実際の現場に近い状況で重機を操作し、慣れることがどうしても必要とのことであり、このため申請地を訓練施設用地として使用したいとのことです。また、申請地で訓練に使用する予定の重機は大きいため、分解してトラックで運搬するとのことであり、このため幅員が広くて、トラックの重さに耐えられる道路に接続していることが必要で、また重機が走行する際音が発生しますので、できるだけ人家から離れている方が良いわけですが、申請地はこれらの条件を備えており、これまで土地を探してきた中で、最適地であるとのことでした。

次に番号18ですが、所在・地番 松尾地先他1筆、地目 田及び畑、地積合計1,431㎡、農地種別 2種、農用地区域外、権利者 千葉市〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 資産形成をしていく中で様々な投資対象を検討した結果、リスクや環境への影響面と利回りを検討して、太陽光発電事業に投資することとし、申請地を買い受け太陽光発電施設を設置したいということで、転用を伴う所有権移転です。土地の売買代金は270万円、建設費は17,439千円で主に借入金で賄うということで関係書類が提出されております。周辺にフェンスを設置する計画です。以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号14と番号15は6番委員の吉野委員に現地調査をしていただきましたので報告をお願いします。

吉野委員（6番）

場所は国道297号を勝浦方面に向かい、「ゆば喜」の交差点を右に曲がって営農倉庫がありますがそこを右に曲がり、「はぐ」というコーヒー屋を左に曲がった一番奥です。昔養豚場があったところで今は写真を見てのとおり、管理されている中で草が生えているという状況でした。クローバーが生えたり、ヤギを飼っているというような状況でした。

事務局と権利者の〇〇〇さんと現地を見たんですが、草刈りが大変だと。これから年齢的にも草刈りができなくなるというようなことを言っていました。山のとっぺんなので発電にはいい場所かなと思いました。隣接の方にも承諾を得ているとのことでしたので私としては問題ないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長（押元会長）

現地調査の報告が終わりました。はじめに番号14について審議します。質問のある方は発言をお願いします。

山口委員（8番）

電気の買取価格が今年と来年ではえらく違うらしいが、採算がとれるのか。地主はそういうことを知ってるのか。採算が取れないと将来違う目的で使うことも考えられる。

事務局（加曾利）

買取価格はこの申請は税込みで20円です。いろいろ聞いてみますと申請のタイミングにより価格も違ってくるということで、事前に申し込んであれば、来年設置するからとって安くなるものでもないとのこと。この申請が採算が合うかということですが、賃借権の設定ですので所有者には賃借料が入りますのでリスクはないと思いますが、設置者はお金を借りて作るわけなので採算が合うかどうかですが、シュミレーションが出されており採算が合うという結果になっています。将来山口委員が言われるようになるかどうかわかりませんが、現在はそういうシュミレーションになっております。

議長（押元会長）

他に質問はありませんか。

森委員（3番）

あそこは遺跡になっていて土器が出たのを見たが、仮にそういうものが出た場合は許可を下せるのか。

事務局（加曾利）

その辺は教育委員会の所管になりますが、町を経由して届出をしてあります。県が試掘をしますがその状況によって違います。全面的にやるのか、あるいは試掘だけで済むのかわかりませんが、今回は支柱の杭を打ちますのでそれがどれだけ影響するか県の教育委員会の判断になると思います。

いずれにしても農地法の許可も文化財の方の許可も許可権者は県になりますので、調整をしていずれかがだめだった場合には許可にならない可能性もありますが、うちの方は農地法の手続きが済めば県に進達したいと思います。

議長（押元委員）
森委員（3番）

森委員さんよろしいですか。
わかりました。

議長（押元会長）

事務局にお尋ねしますが、土の中に何か埋まっているものがあるということですか。

事務局（加曾利）

埋蔵文化財ですから表面にはなくて埋もれています。それを千葉県教育委員会のホームページで検索すると印がされているんですね。申請があると埋蔵文化財のチェックをしてその区域に含まれると教育委員会に届出をしてもらうよう対処しています。そして届出書の写しをつけて県に進達しています。

議長（押元会長）

そうしますとこの席で許可相当と判断してよいか。

事務局（加曾利）

農地法の手続きが済めば、埋蔵文化財の方は切り離して考えてよいのではないかと思います。

議長（押元会長）

他に質問ございませんか。

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問がないようですので番号14については、許可相当することとしてよろしいでしょうか。

異議なし

議長（押元会長）

番号14については異議ないものと認め、許可相当とすることに決定します。

続きまして、番号15について審議します。質問のある方はお願いします。

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問がないようですので番号15については、許可相当することとしてよろしいでしょうか。

異議なし

議長（押元会長）

番号15については異議ないものと認め、許可相当とすることに決定します。

続きまして、番号16については9番委員の矢代委員が現地調査をしてくださいましたので現地調査の報告をお願いします。

矢代委員（9番）

6月25日の午後事務局とともに現地調査をしました。場所は下大多喜台区、県道大多喜一宮線を台の消防小屋付近を左折して町道台四縄線を直進し100m位進んだところの右側です。

現状は、雑木、竹が茂っており隣接する住宅の進入路として使用したいとのこと。造成計画もなく問題はないと思います。隣接への影響はありません。排水もありません。問題はないと思います。

議長（押元会長）

現地確認の報告が終わりましたので番号16についてご質問のある方はお願いします。

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問がないようですので番号16については、許可相当することとして異議ございませんでしょうか。

異議なし

議長（押元会長）

番号16については異議ないものと認め、許可相当とすることに決定します。

続きまして、番号17については1番委員の加曾利委員と2番委員の佐川委員が現地調査をしてくださいましたので、1番委員の加曾利委員から現地調査の報告をお願いします。

加曾利委員（1番）

7月2日午後から不動産会社、佐川委員、事務局2名で現地調査を行いました。場所は、老川十字路を下って、上って新しい道路と分れるところ。申請地の現状ですが、植木は植えてあるが草は刈っていない状況です。不動産会社の方の話ですと植木を片付けてそのままその状態で大型重機のオペレーターの教習の施設として使いたいということです。アップダウンがあってもいいようです。

騒音があるのではないかと気になったんですが、ここは窪地

で、周りに住宅はないので心配はないだろうということでしたが、会社の方で筒森区には話をしたとのことでした。

ですので問題はないと思いますが、皆さんで審議をお願いします。

議長（押元会長）

現地調査の報告が終わりました。質問のある方はお願いします。

浅野委員（7番）

株式会社〇〇〇はどんな会社ですか。

事務局（加曾利）

聞き取ったところによると〇〇〇にある事務所は主に人材の派遣をしているとのこと、他に関連する会社もいくつもあって東京にも会社があって、株式会社〇〇〇はこの関連会社とのことです。

浅野委員（7番）

社長の自宅と思われる場所には大型車や重機、青ナンバーの車が何台もおいてある。

事務局（加曾利）

会社の登記簿では、陸送業、運送業、大型特殊車両の先導及び誘導業、一般貨物運送業なども併せてやるようになっています。

浅野委員（7番）

所在地は東京ですか。

事務局（加曾利）

違います。長南町〇〇〇です。どの事業をやっているかわかりませんが、先ほど申し上げた事業も会社の目的になっていますので、自宅にそのような車があっても不思議ではないと思います。

渡辺委員（5番）

この施設で教育するという話ですが、説明する小屋のようなものはないんですか。

事務局（加曾利）

小屋というか上屋がついたものがあるんですね。そういうものも含めて購入するというので、ちょっとした休憩所となる施設はあります。

渡辺委員（5番）

議長（押元会長）

わかりました。

他に質問ございませんか。

議長（押元委員）

質問・意見等なし

質門がないようですので番号17については、許可相当することとして異議ございませんでしょうか。

議長（押元委員）

異議なし

番号17については異議ないものと認め、許可相当とすることに決定します。

森委員（3番）

続きまして、番号18については3番委員の森委員が現地調査をしてくださいましたので、現地調査の報告をお願いします。

議長（押元委員）

先月の27日の午後に事務局と現地調査してきました。場所ですが西小学校のところに信号がありますが、これを紙敷方面に入ってすぐのところ、周りに川が蛇行しておりまして、その一角に土地があります。今年の夏ごろでしたか、申請地の反対側にソーラー発電を設置しました。去年見に行った時にその隣も近々ソーラーをやるようになりますとの話でした。場所としては周りを川に囲まれていますので問題はないと思います。なお、隣は既に完成しています。

森委員からの現地調査の報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

議長（押元委員）

質問・意見等なし

質門がないようですので番号18については、許可相当することとして異議ございませんでしょうか。

議長（森副会長）

異議なし

番号18については異議ないものと認め、許可相当とすることに決定します。

議案第2号は以上です。

事務局（加曾利）

続きまして、報告事項を事務局からお願いします。

9ページをお開きください。

事務局（加曾利）

報告第1号。農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。令和元年7月9日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号8、所在・地番 小沢又地先外36筆、地目 畑及び田、地積合計12,036.22㎡、登記原因・権利取得日 相続 令和元年5月30日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号9、所在・地番 小土呂地先外5筆、地目 田及び畑、地積合計5,836㎡、登記原因・権利取得日 相続 令和元年6月17日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号10、所在・地番 会所地先外1筆、地目 田、地積合計10,522㎡、登記原因・権利取得日 相続 令和元年6月14日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号11、所在・地番 新丁地先、地目 畑、地積280㎡、登記原因・権利取得日 相続 令和元年6月7日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

次に報告第2号。農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。令和元年7月9日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号4 所在地番 平沢地先他2筆、地目 田、地積合計564㎡、変更登記地目 宅地及び山林、登記原因・日付 昭和年月日不詳、内容として本件土地のうち〇〇〇番〇には40年以上前に建物が建てられており、それ以降は建物敷地として使用されている。〇〇〇番には杉が植林されており、杉の状況から植林後40年程度経過していると考えられる。〇〇〇番〇の土地の一部には薪を保管するための小屋が建てられ、周辺にも燃料用と思われる古い丸太が置かれている。また、植栽したと思われる庭木類の樹高も5、6メートルに達するなどしており、小屋の状況や関係者の話などから農地として使用しなくなってから40年程度経過していると思われる。これらのことから本件農地については、再び農地として回復することが極めて困難な土地であると判断し非農地と回答しました。土地所有者は大多喜町〇〇〇〇氏。

番号5 所在地番 船子地先、地目 畑、地積3.80㎡、変更登記地目宅地、登記原因・日付 昭和52年月日不詳、内容としては、本件土地は夷隅川の右岸に位置し、夷隅川と宅地に挟まれた細長い地形で外廻橋の近くである。現状は土地のほとんどに護岸用の積ブロックが設置されており、他は宅地の一部となって

いる。関係者から聞き取ったところでは、昭和48年頃積ブロックを施工し、その後昭和52年に増設したとのことであり、このことから再び農地として回復することはできないため非農地と回答しました。土地所有者は大多喜町〇〇〇〇氏。

次に報告第3号。廃土処理（公共事業施行）事業の届出について。

下記のとおり届出があったので報告する。令和元年7月9日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1 所在地番 笛倉地先他1筆、地目 畑、地積合計453㎡、土地所有者 大多喜町〇〇〇〇氏、廃土処理量 166㎡埋立ての高さ 40cm 当該農地の選択理由 工事実施個所から近く、土地所有者等の承諾が得られたため 工事期間 令和元年6月7日から令和元年9月30日ですが、まだ搬入はしていないとのこと。公共事業施行者が大多喜町水道事業 大多喜町長飯島勝美です。

議長（押元会長）

以上、報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。

他には特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉 会（午後3時17分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 7 月 9 日

議 長 榎 元 康 郎

署名委員 加 曾 利 益 弘

署名委員 森 紀 久 嗣